

2012年5月21日

各位

会社名 東京センチュリーリース株式会社  
代表者名 代表取締役社長 浅田 俊一  
(コード番号 8439 東証1部)  
問合せ先 広報IR室長 正円 雅章  
(TEL03-5209-6710)

### 取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する件」についての議案を、平成24年6月21日開催予定の第43期定時株主総会（以下「本定時総会」という。）に付議することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、新株予約権の額及び具体的な発行内容は、本定時株主総会において当該議案が承認可決された後、当社取締役会の決議をもって決定いたします。

#### 記

##### 1. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入する理由

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の株価や業績への感応度をより引き上げ、取締役が株価上昇によるメリットだけでなく株価下落によるリスクも株主の皆さまと共有することにより当社の企業価値増大に向けた意欲を一層高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く）を対象として株式報酬型ストックオプション制度を導入いたします。

##### 2. 議案の内容

当社の取締役の報酬等の額につきまして、平成21年2月25日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内とご承認いただいておりますが、当該報酬限度額内において、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬等の額を1事業年度130百万円の範囲内といたします。

本議案をご承認いただいた後は、毎年、本議案記載の範囲内で、当社取締役会の決議により、当社取締役（社外取締役を除く）に対する新株予約権を発行することとなります。

この株式報酬型ストックオプションは、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額を1円とする新株予約権を発行し、取締役に割り当てるものです。また、株式報酬型ストックオプションの付与は、新株予約権の割当てを受けた取締役に對し払込金額と同額の金銭報酬を支給することとし、払込みに代えて当該金銭報酬請求権による相殺をすることにより行われます。

なお、別に付議される取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、社外取締役を除く取締役の員数は8名となります。

当社取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

各新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式 100 株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うこととする。

(2) 新株予約権の総数

1,800 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、各新株予約権の割当に際して算出した公正価値を基準として、当社取締役会において決定する。

なお、新株予約権の割当てを受ける者（以下「新株予約権者」という。）は、会社法第 246 条第 2 項の規定に基づき、金銭の払込みに代えて当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から 30 年以内の期間で当社取締役会の定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を有するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた額とする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

ただし、新株予約権の行使に対して、自己株式を交付するときは資本金及び資本準備金への組入れ額はない。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間として定める期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位も喪失したその翌日から 10 日（ただし、10 日目が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

② その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において決定するものとする。

(9) その他新株予約権の内容

新株予約権の募集要項の決定については、当社取締役会に委任する。

(ご参考)

当社は本定時株主総会終結の時以降、上記の (1) 及び (3) から (9) の点について、上記の各新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社の執行役員に対し当社が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価値を基準として決定される額を払込金額として発行する予定であります。

以 上